



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月10日
第545号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 1
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 公 告
 - 危険物取扱者保安講習実施公告 (防災危機管理局) 2
 - 大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) 3
 - 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) 3
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区定款変更認可公告 (湖東) 6
- 教育委員会告示
 - 令和7年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項の変更 (高校教育課) 6
- 企業庁規程
 - ※滋賀県企業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 7
 - ※滋賀県企業庁文書管理規程の一部改正..... 7
 - ※滋賀県企業庁職員被服貸与規程の一部改正..... 7

告 示

滋賀県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ササ薬局	野洲市小篠原1266	薬局	田 中 志 保	令和6.4.1
アピス薬局沼波店	彦根市西沼波町269-23	薬局	野 口 直 之	令和6.6.1
訪問看護リハビリステーションファミリーオ	長浜市平方町238ワイエフビル23 1階	訪問看護	—	令和6.6.1

滋賀県告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・					

更生医療	アピス薬局沼波店	彦根市西沼波町269-23	薬局	野口直之	令和6.6.1
育成医療・ 更生医療	訪問看護リハビリ ステーションファ ミリオ	長浜市平方町238ワイエフビル23 1階	訪問看 護	-	令和6.6.1
育成医療・ 更生医療	社会医療法人誠光 会淡海医療セン ター	草津市矢橋町1660	病院・ 診療所	田居克規	令和6.8.1

滋賀県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年9月10日から令和6年9月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
中河内木之本線	長浜市余呉町針川字里之内23番地先から 長浜市余呉町針川字里之内19番地先まで	令和6.9.10	L=23.3m

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講習場所	
	会場名	所在地
10月1日(火)	9時30分~12時30分	滋賀県危機管理センター 大津市京町四丁目1番1号
10月8日(火)	9時30分~12時30分	野洲文化小劇場 野洲市小篠原2142
10月18日(金)	9時30分~12時30分	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187-4

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日 時	講習場所	
	会場名	所在地
10月1日(火)	13時30分~16時30分	滋賀県危機管理センター 大津市京町四丁目1番1号
10月3日(木)	13時30分~16時30分	滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目137
10月8日(火)	13時30分~16時30分	野洲文化小劇場 野洲市小篠原2142
10月11日(金)	13時30分~16時30分	甲賀市碧水ホール 甲賀市水口町水口5671
10月17日(木)	13時30分~16時30分	滋賀県立男女共同参画センター 近江八幡市鷹飼町80-4
10月18日(金)	13時30分~16時30分	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187-4

3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙5,300円を貼り付け、5に示す

受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。

- 5 受講申請書の受付期間 令和6年9月10日(火)から同月17日(火)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号
滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー彦根店 彦根市平田町字五反田1125番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新田297番地1 代表取締役 大賀昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新田297番地1 代表取締役 大賀昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年4月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,906平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 76台
- 7 駐輪場の収容台数 76台
- 8 荷さばき施設の面積 110.5平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 14.2立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和6年8月27日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和6年9月10日から令和7年1月10日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年1月10日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク近江八幡(Bゾーン) 近江八幡市西庄町字笠ヶ町756番2 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パローマックス 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号 代表取締役 篠花明ほか1者
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パローマックス 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号 代表取締役 篠花明ほか2者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 代表取締役 小濱英之ほか2者

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 代表取締役 小濱英之ほか3者

3 変更年月日 令和6年8月28日

4 変更の理由 株式会社ワークマンが新規出店するため

5 届出年月日 令和6年8月28日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町中1番地8

(2) 縦覧期間 令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年1月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂日夏店 彦根市日夏町字堀ミソ3703番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社平和堂 9時から22時まで

(イ) 株式会社ユタカファーマシー 9時から23時まで

(ウ) 株式会社キャンドウ 9時から22時まで

(エ) 京都花壇株式会社 9時から22時まで

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

(ア) 駐車場1および駐車場2 8時45分から22時30分まで

(イ) 駐車場3 8時45分から23時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社平和堂 9時から22時まで

(イ) 株式会社ユタカファーマシー 24時間

(ウ) 株式会社キャンドウ 9時から22時まで

(エ) 京都花壇株式会社 9時から22時まで

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

(ア) 駐車場1および駐車場2 8時45分から22時30分まで

(イ) 駐車場3 24時間

4 変更年月日 令和6年9月1日

5 変更の理由 株式会社ユタカファーマシーの営業時間を24時間に変更するため

6 届出年月日 令和6年8月30日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年1月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年9月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク近江八幡(Bゾーン) 近江八幡市西庄町字笠ヶ町756番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パローマックス 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号 代表取締役 篠花明ほか2者
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,070平方メートル
 - イ 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 215平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 11.25立方メートル
 - オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 株式会社キリン堂 9時から21時45分まで
 - (イ) 株式会社セリア 10時から20時まで
 - (ウ) 株式会社大藤つり具 10時から20時まで
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (ア) B1 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (イ) B2 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (ウ) B3 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,418平方メートル
 - イ 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 236平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 13.68立方メートル
 - オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 株式会社キリン堂 9時から21時45分まで
 - (イ) 株式会社セリア 10時から20時まで
 - (ウ) 株式会社大藤つり具 10時から20時まで
 - (エ) 株式会社ワークマン 10時から20時まで
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (ア) B1 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (イ) B2 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (ウ) B3 荷さばき施設 6時から22時まで
 - (エ) B4 荷さばき施設 6時から22時まで
- 4 変更年月日 令和7年4月29日
- 5 変更の理由 株式会社ワークマンが新規出店するため
- 6 届出年月日 令和6年8月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8

(2) 縦覧期間 令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年1月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、滝ヶ原土地改良区の定款の変更は、令和6年8月30日に認可した。

令和6年9月10日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第6号

令和6年滋賀県教育委員会告示第3号(令和7年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項)の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月10日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

ページ	行	変更前	変更後
5	7	ク 定時制課程特例措置申請書 定時制の課程(滋賀県立大津清陵高等学校および滋賀県立能登川高等学校の定時制の課程を除く。)においては、満21歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。 ケ 自己申告書 それぞれの学年において年間30日以上欠席した志願者のうち希望する者は、その理由等を記した自己申告書を提出することができる。	ク 定時制課程特例措置申請書 定時制の課程(滋賀県立大津清陵高等学校および滋賀県立能登川高等学校の定時制の課程を除く。)においては、満21歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。
9	下から16	オ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1一般選抜」4(1)キに同じ。 カ 自己申告書 「第1一般選抜」4(1)ケに同じ。	オ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1一般選抜」4(1)キに同じ。
11	22	カ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1一般選抜」4(1)キに同じ。 キ 自己申告書 「第1一般選抜」4(1)ケに同じ。	カ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1一般選抜」4(1)キに同じ。
12	下から3	カ 自己申告書 「第1一般選抜」4(1)ケに同じ。	カ 上記に定めるもののほか、出願先高等学校長が求める書類

		キ 上記に定めるもののほか、出願先高等学校長が求める書類	
15	12	カ 海外帰国生徒等取扱措置願 [全日制の課程および定時制の課程] 第1の4 (i)キに同じ。 キ 自己申告書 [全日制の課程および定時制の課程] 第1の4 (i)ケに同じ。	カ 海外帰国生徒等取扱措置願 [全日制の課程および定時制の課程] 第1の4 (i)キに同じ。

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第8号

滋賀県企業庁職員の標準的な職に関する規程（平成28年滋賀県企業庁規程第3号）の一部を次のように改正する。
令和6年9月10日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

第2条の表中「、計画管理室長および浄水場耐震対策室長」を「および計画管理室長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年9月10日から施行する。

滋賀県企業庁規程第9号

滋賀県企業庁文書管理規程（昭和51年滋賀県企業庁規程第3号）の一部を次のように改正する。
令和6年9月10日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

第2条第1項第3号中「、浄水場耐震対策室長」を削る。

第7条第1項第4号の表浄水場耐震対策室の項を削る。

付 則

この規程は、令和6年9月10日から施行する。

滋賀県企業庁規程第10号

滋賀県企業庁職員被服貸与規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第9号）の一部を次のように改正する。
令和6年9月10日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	被 服	員 数
経営課の職員（計画管理室の職員を除く。）	作業服（冬用・上下）	1着
経営課計画管理室の職員	作業服（冬用・上下）	1着
施設整備課の課長	作業服（夏用・上下）	1着
浄水課の課長および総括補佐	空調服	1着
	防寒服（上）	1着
	雨具（上下）	1着
	ゴム長靴	1足
	安全靴	1足
	帽子	1個
施設整備課の職員（課長を除く。）	作業服（冬用・上下）	2着
浄水課の職員（課長、総括補佐および水質管理室の職員を除く。）	作業服（夏用・上下）	2着
	空調服	1着
	防寒服（上）	1着
	雨具（上下）	1着
	ゴム長靴	1足
	安全靴	1足

浄水課水質管理室の職員で所属長が水質検査等に從事する必要があると認めたもの	帽子	1個
	作業服(冬用・上下)	2着
	作業服(夏用・上下)	2着
	空調服	1着
	防寒服(上)	1着
	雨具(上下)	1着
	ゴム長靴	1足
	運動靴	1足
	帽子	1個

付 則

この規程は、令和6年9月10日から施行する。